

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区鶴野森一丁目三三五〇番地二、最後の住所神奈川県相模原市南区鶴野森一丁目三三〇番二一三〇六号
被相続人 亡 北國 建雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番一五号相模大野スカイビル六階 弁護士
法にかぶ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮下哲太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区鳥屋一八七八番地、最後の住所神奈川県厚木市戸室一丁目二六番一〇号特別養護老人ホームきみどり
被相続人 亡 坂間 澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

神奈川県厚木市中町二丁目八番一三三号
TPR厚木ビル六階
相続財産清算人 弁護士 石川 由衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区新町二丁目三番、最後の住所新潟県新潟市東区新町二丁目三番一八号
被相続人 亡 本間真由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

事務所新潟県新潟市中央区三丁目二番二三三三
セントラルビル二階 新発田中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉村 一洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市本町六丁目四九八三番地、最後の住所新潟県三条市吉田一二三七番地
中央 被相続人 亡 破入 一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

事務所新潟県燕市井土巻二丁目二三番地
ミナミビル一〇三三 廣田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 廣田 貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市清水町一丁目一五六番地、最後の住所岐阜県美濃加茂市清水町一丁目八番六号
被相続人 亡 井戸 秋雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

事務所岐阜県加茂郡坂祝町黒岩二〇一四
鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 友美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町橋爪五八六番地、最後の住所静岡県熱海市海光町七番九五号ライオンズマンション熱海五〇一〇号
被相続人 亡 大橋 廣和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

静岡県沼津市吉田町二五番二号浜ビル二階
沼津総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森本耕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市江西町四丁目一三番地四、最後の住所愛知県津島市寺野町字好土四四番地第二陽だまりの里
被相続人 亡 高橋 和枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

愛知県名古屋市東区筒井三丁目二六番一〇号リム、ファーストビル六階C号室さわらび法律事務所
相続財産清算人 弁護士 河口 航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市白樺町三丁目二三三番地、最後の住所三重県名張市百合が丘西一番町一七九番地 名張養護老人ホームみさと園
被相続人 亡 丸橋 昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

三重県四日市市安島一丁目五番一〇号KOSCO四日市西浦ビル七階 ASK法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 誠人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区東洞院通七条下る東塩小路町六八四番地三、最後の住所京都市下京区東洞院通七条下る東塩小路町六八四番地の七
被相続人 亡 入江 陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階
中村利雄法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平尾 嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫野上門前町一五番地、最後の住所京都市左京区岩倉南平岡町二〇番地
被相続人 亡 安本 順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

京都市山科区御陵島ノ向町二一 富士菱ビル四階 ターマン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村上 友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市茄子作四丁目一七番、最後の住所大阪府枚方市茄子作四丁目一七番八号
被相続人 亡 敷木 三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

大阪府中央区北浜二丁目六一一近鉄淀屋橋ビル二階
相続財産清算人 弁護士 新田 紀仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市新橋町二九一番地一、最後の住所大阪府門真市小路町一番二六号門真ハイツ四〇二二
被相続人 亡 井岡 慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

大阪府中央区伏見町三丁目二番四号淀屋橋戸田ビル六階
相続財産清算人 弁護士 赤松 俊治

第15期決算公告

令和8年5月8日
札幌市東区東苗穂三条三丁目2番86号

株式会社燃焼合成

代表取締役 鏡 好晴

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資産部	流動資産	105,386
	固定資産	20,547
資産合計		125,933
負債純資産及び部	流動負債	12,119
	流動負債	113,814
	資本	95,000
	資本	252,000
	資本	252,000
	利益剰余金	△233,185
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△233,185 (17,389)
負債・純資産合計		125,933